

株主コミュニティを組成するための発行者に係る「調査結果レポート」提供サービス利用規約

(目的等)

第1条 株式会社名古屋証券取引所（以下「当取引所」といいます。）は、日本証券業協会の定める「株主コミュニティに関する規則」第5条の規定に基づき、証券会社が株主コミュニティを組成しようとするために行う発行者（有価証券報告書提出会社又は会社法監査受検会社に限るものとします。以下「発行者」といいます。）についての審査を行うにあたり、当該審査業務を補助するために、本規約に同意のうえ第3条の規定により利用契約が成立している者（以下「利用者」といいます。）に対して、発行者に係る調査結果レポートを作成するなどのサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

2 本サービスは、前項に掲げる目的で利用者に提供されるものであり、有価証券等の売買等に関する何らかの助言等を行うものではありません。

3 当取引所は、当取引所市場における将来的な上場会社、取引参加者及び個人投資家の増加につなげる目的で、本サービスを行うものとします。

(本サービスの内容)

第2条 本サービスの内容は、次の各号に掲げる業務とします。

(1) 当取引所が、発行者に係る「調査結果レポート（別添様式）」を作成し、利用者に提供する業務

(2) 当取引所が、「調査結果レポート」の内容についての利用者からの照会に対して応答する業務

(利用契約の成立等)

第3条 本サービスの利用を申し込もうとする者（以下「申込者」といいます。）は、本規約を承諾のうえ、申込者及び発行者の会社名、担当者連絡先、並びに、申込者及び発行者が第6条及び第7条に規定する事項を順守する旨等を記載した当取引所所定の申込書を、当取引所に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。

2 当取引所は、前項の申込書の提出が行われた場合において、当取引所が適当と認めるときは、当該申込書を受理することとし、当取引所の受理をもって利用契約が成立するものとします。

(本サービス利用料)

第4条 本サービスの対価は、当取引所が第3条第1項に規定する書面を受理した時点に発生するものとし、その額は、次の各号に定める金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した額とします。

(1) 利用者が当取引所の取引参加者である場合 30万円

(2) 利用者が当取引所の取引参加者でない場合 50万円

2 第7条に定める発行者の協力が十分に得られないことを理由として「調査結果レポート」の内容に不足が生じた場合においても、前項に定める対価は返金しないものとします。

3 利用者は、第1項に定める対価を、当取引所が第3条第1項に規定する書面を受領した月の翌月末日までに当取引所の指定する銀行口座に振り込むものとします。なお、その際の振込手数料は、利用者の負担とします。

(有効期間)

第5条 本サービスの有効期間は、「調査結果レポート」提供の日から1か月後までとします。

(資料等の提出・保管)

第6条 利用者及び発行者は本サービスの遂行上必要な資料等（以下「資料等」という）を当取引所に提出し、また本サービスの遂行上必要な情報を告知するものとします。

2 当取引所は利用者及び発行者より提出された資料等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本サービスの遂行以外の目的に使用しないものとします。

3 当取引所は利用者及び発行者より提出された資料等を本サービスの遂行以外の目的に複写・複製・編集等を行わないものとします。

(調査協力)

第7条 当取引所が「調査結果レポート」を作成するために行う調査に、利用者及び発行者は協力するものとします。

(調査結果レポートの取扱い等)

第8条 「調査結果レポート」の提供は、原則として、申込書記載の利用者の担当者連絡先電子メールアドレスに送信するものとします。

2 当取引所は、「調査結果レポート」の著作権を有するものとします。

3 利用者は、「調査結果レポート」を、利用者が株主コミュニティを組成しようとするために行う発行者についての審査以外の目的に使用しないほか、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

(秘密保持)

第9条 利用者及び当取引所は本規約の履行にあたって知り得た情報を、第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次に掲げる情報は含まれないものとします。

(1) 本規約の違反によらず公知となった情報

(2) 開示以前から受領者が保有していた情報

(3) 受領者が当該情報を譲渡又は開示する権利を保有する第三者より秘密保持契約を負うことなく正当に入手した情報

(免責事項)

第 10 条 当取引所は、利用者が本サービスを利用したことにより発生したいかなる費用又は損害等について、一切の責めを負わないものとします。

2 利用者が本サービスを利用したことにより、第三者に費用又は損害等が発生した場合であっても、利用者の責任と費用において解決することとし、当取引所は一切の責めを負わないものとします。

3 本サービスを利用して利用者が行う発行者についての審査の結果、株主コミュニティ銘柄として適当と認められるかどうかについては、利用者自身が自らの責任とリスクにより判断するものとし、利用者が本サービスを用いて行う判断の一切について当取引所は一切の責めを負わないものとします。

(禁止事項)

第 11 条 利用者は、株主コミュニティ銘柄の投資勧誘等を行うにあたり、当取引所が株主コミュニティ銘柄として適当と認めたと誤解させるような表示又は説明等は一切行わないものとします。

2 利用者は、本規約上の利用者の地位、並びに権利及び義務を、当取引所の事前の書面による承諾なく、第三者に対して承継、譲渡、担保提供等してはならないものとします。

(解除)

第 12 条 利用者及び当取引所は、相手方につき次の各号に定める事由が生じた場合には、書面による申出により本サービスを解除することができるものとします。

(1) 本規約上の義務に違反し(第 7 条に定める発行者の協力が十分に得られない場合を含みます。)、かかる違反についての通知を受領した後 15 営業日以内にかかる違反を是正しないとき

(2) 支払の停止、差押、仮差押、保全差押、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 事業の全部又は主たる部分を廃止したとき

(5) 会社を解散する旨の株主総会決議その他の事由により清算手続が開始されたとき

2 当取引所は、前項各号に該当したことにより相手方に損害を与えた場合には、協議の上、第 4 条の規定に基づく本サービス利用料の金額を上限としてその賠償の責任を負うものとします。

3 第8条から第11条まで、第14条及び第15条の規定は、本サービスの有効期間の満了又は解除の後においても、なお有効に存続するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第13条 利用者及び当取引所は、それぞれ、自己及び自己の役員並びに本サービスに従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明及び保証するものとします。

2 利用者及び当取引所は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはならないものとします。

3 利用者及び当取引所は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本サービスを解除することができるものとします。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

4 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

(準拠法)

第14条 本規約の準拠法は、日本法とします。

(合意管轄)

第15条 本規約から生じる利用者と当取引所の一切の訴訟は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議等)

第16条 本規約に定めのない事項及び本規約各条項の解釈に疑義が生じた場合には、利用者と当取引所は誠意をもって協議の上友好に解決するものとします。

付則

本規約は、令和4年12月1日から施行します。

別添 「調査結果レポート」標準様式

以 上